

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定（税務課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 農業振興地域整備基本方針の変更（農業振興課）
- 保安林の指定の予定（3件）（森林整備課）
- 保安林の指定の解除（2件）（同）
- 都市計画の変更（都市計画課）
- パーキング・メーター等作動手数料の徴収事務の委託（警察本部交通規制課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（同）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（森林整備課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁文化財課）

### 公安委員会

- 少年指導委員の委嘱について（警察本部少年課）

## 宮城県告示第311号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号  
株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡 2 丁目 4-22 仙台東口ビル
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 宮城県告示第312号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人地域医療 機能推進機構 仙台南病院	仙台市太白区中田町字 前沖143番地	令和8年4月1日	令和11年3月31日
独立行政法人地域医療 機能推進機構 仙台病院	仙台市泉区紫山2丁目 1番1号	令和8年4月1日	令和11年3月31日

### 宮城県告示第313号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により令和8年3月30日に宮城県農業振興地域整備基本方針の一部を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により宮城県庁（農政部農業振興課）及び各地方振興事務所に備え置いて公表する。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 宮城県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所  
栗原市若柳有賀字新山 38-398
  - 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所  
刈田郡七ヶ宿町字西森下1-26
  - 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所  
牡鹿郡女川町横浦字名不知84-8、97、104-1、104-2
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
石巻市北上町十三浜字上ノ山7の1・31の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
気仙沼市字亀山4・5の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 解除の理由  
公益上の理由（公園用地）
  
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
気仙沼市字亀山4（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
  - (3) 解除の理由  
公益上の理由（公園用地）

（「次の図」は省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙南広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類  
仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
仙南広域都市計画区域の全域

## 宮城県告示第320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社S P U  
仙台市泉区加茂四丁目4番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容  
パーキング・メーター等作動手数料徴収事務
- 3 指定年月日  
令和8年2月19日
- 4 委託年月日  
令和8年3月5日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 宮城県告示第 321 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 8 年 4 月 3 日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 大 町 久 志

### 1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 8 年 3 月 20 日	藤 原 誠	加美郡加美町谷地森字原畑東25番地	理 事
令和 8 年 3 月 20 日	早 坂 安 美	加美郡加美町字鹿原鹿原一番 2 番地	監 事

### 2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 12 月 23 日	小 林 栄 基	加美郡加美町谷地森字天王16番地	理 事
令和 8 年 2 月 17 日	高 橋 清 治	加美郡加美町字町屋敷21番地	監 事

**宮城県告示第322号**

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年3月27日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月3日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 大町久志

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
令和8年度森林病虫害等防除「春季伐倒駆除（東部管内）」業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井65-1
- 5 落札金額  
128,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和8年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
東北歴史博物館電力需給 年間約 2,561,692 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁文化財課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月6日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
東北電力株式会社宮城支店 仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 落札金額  
46,925,639 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和8年1月16日

**宮城県公安委員会告示第28号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定により、令和8年4月1日付けで、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、令和6年宮城県公安委員会告示第42号、令和7年宮城県公安委員会告示第23号、令和7年宮城県公安委員会告示第29号及び令和7年宮城県公安委員会告示第36号は廃止する。

令和8年4月3日

宮城県公安委員会委員長 及 川 雄 介

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
田 中 耕 一	仙台市青葉区五橋一丁目3番19号 宮城県仙台中央警察署生活安全課 022-222-7171	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域
神 永 久次郎		
東 郷 範 子		
菊 地 厚 子		
黒 澤 彰		
佐 野 覚		
三 原 美 樹		
兵 庫 千 枝		
林 守 俊		
佐 藤 洋 子		
千 葉 絵 美		
加 藤 努		
西 村 由起子	仙台市太白区長町六丁目2番7号 宮城県仙台南警察署生活安全課 022-246-7171	条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域
後 藤 てるみ		
斎 藤 葉 子		
鴫 田 眞 一		
阿 部 祐 子		

寺下昌子	仙台市青葉区昭和町3番13号 宮城県仙台北警察署生活安全課 022-233-7171	条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域
横山里江子		
井坂和美		
中村尚子		
大橋泰代		
遠藤啓子	仙台市宮城野区南目館21番1号 宮城県仙台東警察署生活安全課 022-231-7171	条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域
菅野澄枝		
小岩史		
榎野笑子		
市川里佳		
佐藤志保		
阿部裕子	仙台市泉区泉中央一丁目2番地の5 宮城県泉警察署生活安全課 022-375-7171	条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域
上村寿子		
田村幸子		
小西良彦		
櫻庭清子		
田口厚子	仙台市若林区荒井東一丁目8番地の2 宮城県若林警察署生活安全課 022-390-7171	条例別表に規定する宮城県若林警察署の管轄区域
庄子悦子		
青沼淳子		
若生彩		
八木和広	石巻市山下町一丁目6番20号 宮城県石巻警察署生活安全課 0225-95-4141	条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域
吉田和夫		

岡 部 栄 二		
千 葉 敦 司		
土 井 芳 伸		
佐々木 透		
五 島 宣 夫		
斎 藤 晴 美	塩竈市北浜四丁目6番41号 宮城県塩釜警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域
佐 藤 眞紀子	022-362-4141	
阿 部 健 一		
土 井 理 恵		
増 田 ゆかり		
鈴 木 政 恵	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6 宮城県気仙沼警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域
横 田 涼 子	0226-22-7171	
佐 藤 裕 子		
荻 原 美 貴	登米市迫町佐沼字中江五丁目11番地5 宮城県佐沼警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域
鈴 木 武 彦	0220-22-2121	
佐 藤 みいこ		
須 藤 明 美	登米市登米町寺池目子待井265番地 宮城県登米警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域
	0220-52-2121	
遠 藤 陽 子	石巻市相野谷字杉ヶ崎20番地 宮城県河北警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域
	0225-62-3411	
高 橋 敏 昭	本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166 宮城県南三陸警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域
	0226-46-3131	

遠山 昇	大崎市古川大宮一丁目1番17号 宮城県古川警察署生活安全課 0229-22-2311	条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域
鈴木 和江		
中條 隆		
早坂 みよ子		
佐々木 貞裕		
高橋 壽昭	黒川郡大和町吉田字北谷地27番地の1 宮城県大和警察署生活安全課 022-345-0101	条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域
根来 賢晴		
小幡 勝弘		
荘司 大功	栗原市志波姫南堀口58番地 宮城県栗原警察署生活安全課 0228-22-1101	条例別表に規定する宮城県栗原警察署の管轄区域
柴田 靖之		
後藤 隆弘		
下村 栄子	遠田郡美里町藤ヶ崎一丁目81番地 宮城県遠田警察署生活安全課 0229-33-2321	条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域
門澤 文恵		
濱田 政芳		
遠藤 明美	大崎市鳴子温泉字車湯92番地12 宮城県鳴子警察署生活安全課 0229-82-2249	条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域
石山 健治郎	加美郡加美町字町裏103番地1 宮城県加美警察署生活安全課 0229-63-2311	条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域
今野 忠義	岩沼市末広二丁目1番23号 宮城県岩沼警察署生活安全課 0223-22-4341	条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域
佐藤 賢一		
佐々木 菜穂子		
大内 克浩		
平間 幸弘	柴田郡大河原町字小島21番地8	条例別表に規定する宮城県大河原警

佐藤 真裕美	宮城県大河原警察署生活安全課 0224-53-2211	察署の管轄区域
庄司 恵		
佐藤 文比古	白石市大平森合字清水田4番地1 宮城県白石警察署生活安全課	条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域
半沢 洋子	0224-25-2138	
清水 千恵子	角田市角田字扇町5番地7 宮城県角田警察署生活安全課 0224-63-2211	条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域
齋藤 朱実	亶理郡亶理町字旧館61番地21 宮城県亶理警察署生活安全課 0223-34-2111	条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域